

重要

2026 神福利第 5 号
2026 年 4 月 3 日

各共済契約者 様

公益法人財団法人神奈川県福利協会
理事長 鶴飼 一晴
(公 印 省 略)

加算金金利(2026 年度)について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

退職共済規程第 20 条の 2 及び退職共済規程施行細則により、加算金金利について次のとおり、確定しましたので通知いたします。

加算金金利(2026 年度) 0.5%

2025 年度 10 年日本国債の年度平均金利：1.745%

2025 年度 20 年日本国債の年度平均金利：2.688%

参考 ・ 退職共済規程第 20 条の 2 の 1 項

掛金停止者加算金は、掛金停止時確定額に年度ごとの加算金金利を単利で計算した額の累計額とする。なお、年度の途中で退職した場合、月割計算とする。年度ごとの加算金金利は、平成 30 年度以降、前年度の 10 年国債の金利を年度平均したもの小数点以下 3 位を切り捨て をもとに算定し、その算定した加算金金利が 0.1% を下回る場合は 0.1% とし、上限は 0.5% とする。

・ 退職共済規程第 20 条の 2 の 2 項

判定式

判定年度	10 年国債 平均金利(X)	20 年国債 平均金利(Y)	加算金金利の 設定判定(小さい方)	設定年度	当該年度加算金金利 【0.1%~0.5%】
2025 年度	1.745%	2.688%	$X < Y - 0.5$ (1.745 < 2.688 - 0.5 = 2.188)	2026 年度	X = 1.745% ⇒ 0.5%